令和８年度コミュニティ助成事業（宝くじ助成）の募集について

①一般コミュニティ助成事業（地域振興課）

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象団体 | 町内会またはその連合体。ただし，一つの町内会が重複して申請することはできない。 |
| 助成対象経費 | コミュニティ活動に直接必要な備品等。（建築物，消耗品は除く） |
| 助成金 | 100万円から250万円まで（助成金額は10万円単位） |

②コミュニティセンター助成事業（地域振興課）

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象団体 | 町内会またはその連合体。ただし，一つの町内会が重複して申請することはできない。 |
| 助成対象経費 | 集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の新規建設又は大規模修繕。  「大規模修繕」とは  建物の主要構造部について行う大規模な修繕（建築基準法第2条第14号に定めるもの。建築主事による大規模修繕に該当する旨の証明書の提出が必要）とし，抵当権等の権利関係が付着していない，登記名義人が単独の認可地縁団体となっているものに限る。 |
| 助成金 | 対象事業費の５分の３以内(10万円単位)，補助限度額1,500万円 |

③自主防災組織育成助成事業（危機管理課）

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象団体 | 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体。 |
| 助成対象経費 | 助成対象団体が行う地域の防災活動に直接必要な備品等。（建築物，消耗品は除く） |
| 助成金 | 一件につき30万円から200万円までの額で10万円単位とする。 |

◆提出期限　　令和７年７月31日（木）

◆留意事項

⑴複数の申込みがある場合は，抽選にて本申請を行う団体を決定します。

⑵本事業は宝くじの普及広報事業を活用しており，宝くじの売り上げ等により助成されない場合があります。

◆手続きの流れ

|  |  |
| --- | --- |
| ４月下旬 | 各町内会長（自主防災組織会長）へ案内文送付 |
| ７月末日 | 令和８年度助成事業の受付締切 |
| ９月中旬  ～10月上旬  ９月中旬 | ○小松市町内会連合会にて抽選  ①一般コミュニティ助成事業　　　当選順位第１位，２位(補欠)決定  ②コミュニティセンター助成事業　１団体決定  →小松市町内会連合会にて結果報告・応募町内へ結果通知  ○③自主防災組織連絡協議会正副会長会にて１団体を決定，応募団体へ結果通知 |
| 10月中旬頃 | 令和８年度助成事業を石川県へ申請 |
| 翌年３月末 | 石川県から令和８年度助成事業決定通知→実施団体へ通知 |
| 翌年４月以降 | 事業実施→(事業完了後)実績報告 |